

第518回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和6年6月18日(火) 10:00～10:06

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 おはようございます。ただいまから「第518回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」の改正について」に関しまして、伊藤総合監査室長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○伊藤総合監査室長 資料3を御覧ください。「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」の改正について」です。

(趣旨)の欄を御覧ください。一般送配電事業者の託送供給等収支に関する監査において確認すべき事項を記載しました「監査確認事項」につきまして、電気事業託送供給等収支計算規則が改正されたことから、送配電部門収支計算書等を、より適正かつ明確な記

載とするための改正について、事務局案を御審議いただくものでございます。

「１．監査確認事項の概要」でございます。

監査確認事項は、委員会が電気事業法第105条に基づく、電気事業監査規程第5条(4)に係る一般送配電事業者の託送供給等収支に関する監査を行うに際し、確認すべき事項として用いるものでございます。

また、一般送配電事業者が、公認会計士又は監査法人から電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく証明書を取得する際に、当該公認会計士又は監査法人が確認すべき事項としても用いられるものでございます。

37行目を御覧ください。「２．監査確認事項の改正の概要」でございます。(1)の「超過利潤計算書及び乖離率計算書等の削除」です。

39行目以降ですけれども、ここに記載の法律が成立しまして、「レベニューキャップ制度」が導入されてございます。旧託送料金制度においては、超過利潤累積額や乖離率による託送供給等約款の変更命令発動基準が定められておりましたが、今後はレベニューキャップ制度において対応することになります。このため、電気事業託送供給等収支計算規則が改正されまして、超過利潤計算書及び乖離率計算書などの様式が削除されたことから、所要の改正を行うのが1点目でございます。

2点目(2)でございます。「三次調整力②に係る費用・収益等の託送収支からの除外」です。

FIT制度において、再エネ予測誤差に対応するための三次調整力②を調達する費用については、再エネ交付金を交付することとされてございます。このため、電気事業託送供給等収支計算規則が改正されるまでは、一般送配電事業者が、同規則で定められている事業者設定基準を届け出ることで対応しておりましたが、同規則が改正され、当該三次調整力②に係る費用・収益等について託送収支から除外されたことから、所要の改正を行うものでございます。

3点目(3)の「蓄電池の発電事業への位置づけ」です。

記載の法律が成立しまして、電気事業託送供給等収支計算規則が改正され、蓄電池の発電事業への位置づけ等の措置が講じられたことから、所要の改正を行います。

(4)の「その他の所要の改正」も行います。

「２．今後の予定」です。

御了承の後、速やかに委員会ホームページにて公表することとしたいと考えてございま

す。

説明は以上です。御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただけますようお願いをいたします。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長      ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長      ありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——